

議第125号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9 月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例

京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1区分の欄中「又は第126条の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付」を「若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付」に、「又は第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付」を「若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱うこととするに伴い、当該事務に係る手数料を定める必要があるので提案する。